

# 暮らしの i Information

情報の掲載を希望される場合はご相談ください  
※掲載希望月の前月10日までに総合政策課広報広聴係へ要連絡

## 納税だより

町道民税・軽自動車税のこと 住民税係 ☎ 56-8003  
税金の納付方法、納税相談のこと 納税係 ☎ 56-8002  
宿泊税のこと 宿泊税係 ☎ 56-8002  
固定資産税のこと 資産税係 ☎ 56-8004

### 【償却資産の申告を忘れずに】

今年1月1日現在、町内で事業を営み、事業用償却資産（事務機器、店舗用備品、各種機械、工具など）を所有している方には固定資産税がかかります。必ず申告してください。

令和6年度償却資産申告案内は12月上旬に発送しています。該当資産がない場合でも申告書に記入の上、1月31日(水)までに提出してください。

申告用紙が届いていない方やご不明な点がある方は、お手数ですがご連絡ください。

☎ 納税課 資産税係 ☎ 56-8004

### 【給与支払報告書の提出期限は1月31日】

令和5年中に給与・賃金（専従者給与を含む）を支払った事業所・個人事業主は、受給者について年末調整をしているか否かに関わらず、給与支払報告書（総括表・個人明細書）を作成し、1月31日(水)までに提出しなければなりません。

○給与支払報告書は、受給者が今年1月1日現在（退職者は退職時に）居住する市区町村あてに提出してください

- 個人番号（マイナンバー）の記載をお願いします
- 退職者分には退職日を忘れずにご記入ください
- 個人事業主の方が提出する際は、事業主本人の身元確認と個人番号確認が必要です（法人の場合は不要）
- 提出の際は、住民税を特別徴収（給与から天引き）と普通徴収を仕分け用紙で分けてください（様式はHP掲載）
- 令和5年中に給与の支払いを受けた方が、退職、他の会社で特別徴収をしているなど、その事業所で特別徴収ができない場合のみ普通徴収として届け出ることとなります。原則、役員・パート従業員なども特別徴収です

☎ 納税課 住民税係 ☎ 56-8003

## 募集

### 会計年度任用職員募集

児童支援員 若干名

- 応募資格／児童福祉に関心のある方、保育士または教員免許有資格者・児童関連業務の従事経験者尚可
- 任用期間／任用日～3月31日
- 業務内容／遊びを通じた生活指導
- 勤務時間／平日10時～18時または13時～18時、土曜・長期休暇期間8時～18時の間でシフト制
- 勤務場所／北児童館および放課後児童クラブ
- 賃金・待遇／月額12～16万円程度
- 期末手当・雇用保険・社会保険・通勤手当有

- 対象となる場合有。詳細問合せの紹介状を提出
- 申込方法／履歴書と免許証の写し、ハローワークの紹介状を提出
- ☎ 55-6116
- 児童支援員補助職員 若干名
- 応募資格／子育て経験者
- 任用期間／任用日～3月31日
- 業務内容／児童支援員の補助
- 勤務時間／平日14時～18時、長期休暇期間8時～14時または14時～18時（変更の場合有）※週20時間未満
- 勤務場所／北児童館および放課後児童クラブ
- 賃金・待遇／時給960、1117円程度、通勤手当・賞与有
- 申込方法／履歴書とハローワークの紹介状を提出

- ※長期休暇期間や支援員の休暇時に補助員として働ける方を募集しています。空いた時間に仕事がない方はご相談ください
- ☎ 55-6116
- 交通指導員 2名
- 応募資格／普通自動車免許保持者
- 任用期間／任用日～3月31日
- 業務内容／登下校時の児童や生徒、一般歩行者への安全な通行指導と誘導などの交通安全業務
- 勤務時間／7時30分～9時と13時30分～15時、月によって勤務時間や勤務日数に変更有
- 勤務場所／通学路など
- 賃金・待遇／月額6～7万円程度
- 申込方法／履歴書とハローワークの紹介状を提出

## 自衛官募集

自衛官候補生（第7回）

- 受験資格／採用予定月の1日現在で18歳以上33歳未満の者
- 受付期間／1月15日(月)～2月9日(金)
- 試験日／2月16日(金)・17日(土)のいずれか一日
- 自衛官候補生（第8回）
- 受験資格／採用予定月の1日現在で18歳以上33歳未満の者
- 受付期間／2月13日(火)～27日(火)
- 試験日／3月3日(日)
- ☎ 倶知安地域事務所 ☎ 23-3540
- 古谷 和之 ☎ 23-3165
- 清水 礼子 ☎ 22-0075
- 名畑 由美 ☎ 22-1177

油谷 賢次  
☎ 090-8903-3403

## 高齢者事業団団員募集

事業団は、臨時・短期就労希望者に就業の機会を確保し、提供する集まりです。気軽に相談ください。

- 対象者／自らの生きがいを高め、就労意欲のあるおおむね60歳以上
- 仕事内容／草刈り・草取り・清掃・除雪・その他軽作業
- 賃金／時給1500円（仕事内容による）

☎ 高年齢者事業団事務局（北3東4）  
☎ 23-4020

## 周知

### 令和6年度 放課後児童クラブ入会申込

町では、共働き家庭や母子・父子家庭など、留守家庭の小学生を対象に、適切な遊びや生活の場を提供し、保護者が安心して働ける環境づくりのため、放課後児童クラブを開設しています。

4月1日から入会を希望する方は、次のとおり申込してください。  
※現在児童クラブを利用している方も改めて申込が必要です

- 申込期間／1月15日(月)～2月14日(水)
- 開設場所／
  - どんぐりクラブ
  - （北児童館 北5西2）
  - げんきっ子クラブ
  - （倶知安小学校 南3東3）
  - 風の子クラブ

（東小学校 北4東9）  
おおぞらクラブ  
（西小学校 南6西3）

■対象児童および入会要件／町内の小学校に在籍し、保護者が仕事や病気などの理由で、家庭において保育を受けられない児童

※定員を超えた場合は低学年を優先  
■申込方法／こども未来課こども支援係窓口へ申込書および勤務証明書などを添えて提出

※様式はこども支援係窓口で配布、町HPからもダウンロード可  
■費用／教材費の一部と傷害保険代（年間1人2千円）を決定後に支払  
※行事などの経費は実費負担有  
☎ こども未来課こども支援係 ☎ 55-6116

### 倶知安町高齢者世帯等 生活負担軽減支援金

物価高騰の影響を受けている町内在住の次の世帯に対して、町では生活支援金の支給を行います。

支給対象と思われる世帯には、確認書を送付していますので、期限までに返送してください。

また、令和5年1月2日以降に転入した世帯には、申請書を送付していますので、支給対象世帯に該当する場合、返送してください。

■支給対象世帯／  
令和5年11月1日（基準日）時点で、住民登録のある非課税世帯のうち、さらに次のいずれかの要件を満たす世帯、①65歳以上の方のみの世帯、②障害に係る手帳の交

付を受けている方または障害年金の受給者がある世帯、③児童扶養手当の受給世帯、④生活保護の受給世帯

- 支給金額／1万2千円（1世帯）
- 申込期限／2月29日(木)
- ※郵送の場合、当日消印有効
- 申込方法／郵送または、福祉医療課およびこども未来課窓口
- 受給要件などについて、詳しくは、町HPをご覧ください。



### 仕事探しに「ハローワーク」を活用しませんか

ハローワークは、仕事を探している方が、無料で利用することができます。国の機関です。

町内はもちろん、日本全国の求人を確認できる他、現在の庁舎内には「冬期限定求人」などのコーナーを設けて求人への掲示をしています。

仕事探しの際は、ぜひお気軽にお越しください。

☎ 岩内公共職業安定所倶知安分室（ハローワーク 倶知安）  
☎ 22-0248

### 重要土地等調査法の 注視区域の指定について

「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（重要土

地等調査法）」に基づき、町内の次の区域が注視区域として指定されます。

■注視区域／倶知安駐屯地を中心とした周囲おおむね1<sup>2</sup>の区域

■施行日／1月15日(月)  
施行日後には、指定区域内の土地・建物等が、防衛関係施設などの機能を阻害していないか、内閣府が調査を行います。

詳しくは、内閣府HPを確認、またはコールセンターまでお問い合わせください。



☎ 内閣府重要土地等調査法コールセンター  
☎ 0570-001125  
（平日9時30分～17時30分）

## 北海道苦情審査委員会制度

この制度は、道の業務や制度の内容を審査するもので、それらが自身の利害に関わるものであれば「苦情審査委員」に申し立てができます。

今年7月から9月の間で、苦情審査委員に6件の苦情申し立てがありました。うち1件が審査を終了し、4件が審査中、1件が審査の検討中となっています。

■申込方法／苦情申立書に必要事項を記入し提出（電話や匿名は不可）  
※郵送などで申し立て可  
苦情申立書は窓口かHPからダウンロード可



☎ 窓口／道庁「道政相談センター」  
☎ 011-204-5523  
☎ 011-241-8181  
✉ kujyoukoueki@pref.hokkaido.jp

**北方領土の日特別啓発期間**

**四島想い 心に点す 返還の火**

わが国固有の領土である択捉島、国後島、色丹島、歯舞群島からなる北方四島の早期返還実現は、道民はもとより国民の長年にわたる悲願です。

道、市町村および関係団体は、一日も早い北方領土問題解決のため、国の外交交渉を後押しする立場から、2月7日の「北方領土の日」を中心に、「北方領土の日特別啓発期間」を定め、一層強力に啓発活動を展開します。

■ 期間／1月21日(日)～2月20日(火)  
■ 北方領土復帰期成同盟後志地方支部  
☎ 23-1993

**4月より時間外労働の上限規制の猶予期間終了**

平成31年の働き方改革にて、「時間外労働の上限規制」が適用されましたが、業務の特殊性などが長時間労働の要因となっている建設業、自動車運転手、医師などは、5年間の猶予期間が与えられていました。今年4月、猶予期間が終了し、これらの業種も「時間外労働の上限規制」が適用されます。

■ 時間外労働の上限／月45時間未満、年360時間未満(原則)

※これを超えて時間外労働する場合は、臨時的な特別な事情が必要。また、年720時間以内など法律で条件が定められています

**消防署からのお知らせ**

**ヒートショックに注意しましょう**

寒い時期に暖房の効いた部屋から、廊下やトイレ、浴室などに行くと、急な寒さで体がゾクゾクすることがあります。急激な温度変化がもたらす体への影響をヒートショックといいます。部屋の移動で室温などが急に変化すると、血管が急激に収縮し、血圧の上昇が起こり、意識消失や脳卒中、心筋梗塞を発症する危険が高まります。

**ヒートショックを防ぐポイント**

- 脱衣所やトイレを暖めましょう
- 湯温は41度以下、湯につかる時間は10分までを目安にしましょう
- 血圧が下がりやすくなるため、食事や飲酒直後の入浴は控えましょう
- 入浴する前に同居者に声を掛けて、同居者は、いつもより入浴時間が長いときは入浴者に声掛けをしましょう

|     | 令和5年 | 令和4年 |
|-----|------|------|
| 火災  | 7件   | 11件  |
| 救助  | 762件 | 676件 |
| 救急  | 46件  | 49件  |
| その他 | 81件  | 78件  |

残業が多い業種も働き方改革を進めるため、また、働き手を守るため、国民の皆さんの協力が必要です。著しく短い工期を前提とした工事依頼は控える、自分の都合で何度も荷物の再配達をお願いしない、宅配ボックスなどを活用した置き配を利用するなど、一人一人の協力をお願いします。

詳しくは、厚生労働省 HPにて、ご確認ください。  
■ 北海道労働局労働基準部貸金室  
☎ 011-709-2311

**小児・乳幼児のコロナワクチン接種について**

11月号広報にてお知らせしていた小児・乳幼児のコロナワクチン接種について、スケジュールなどが決定しました。詳しくは、町HPにてご確認ください。お問合せください。  
■ 福祉医療課ワクチン接種推進係  
☎ 22-1144



**カレンダー市のお知らせ**

読み聞かせの会ぐりとぐらでは、自宅や職場で使わない令和6年のカレンダーや手帳などを集めています。集めたカレンダーや手帳は、必要な方に販売します。

■ 持込受付／1月6日(出)まで  
※文化福祉センター12階事務室へお持ちください。(5日(金)まで休館)

■ 販売日時／1月8日(月・祝) 10時～14時

■ 場所／文化福祉センター1中ホール  
■ 読み聞かせの会ぐりとぐら(増田)

**まちの事件簿** | 地域安全ニュース

**11月の主な事件**

▽ 商業施設において、保管していた長靴1足が盗まれる事件がありました。

▽ 暴力団員が、自分の身分を隠して保険に加入する、詐欺事件がありました。

**11月の主な交通事故**

▽ 8日、国道沿いの歩道において、車両と自転車の人身事故が発生しました。

▽ 18日、町道において、車両相互の人身事故が発生しました。

|    | 令和5年 | 令和4年 |
|----|------|------|
| 人身 | 27件  | 28件  |
| 物損 | 622件 | 386件 |
| 死者 | 0名   | 0名   |

**ごめいふくをお祈りします**

**消費者コーナー**  
倶知安消費者協会



新しい年は、地球上の戦火もコロナウイルスの影響も自然災害も、人類の願いと努力のもとに激減することを願っています。

当協会は、皆さんが安全・安心に消費生活を送ることができるよう目指します。

生活のこと、健康のこと、悪質販売やエネルギー活用などの諸問題について、また、食べ物に関する「食育」「食品ロス削減」の北海道農政部のアンケートに協力しながら、2030年までに『誰一人取り残さない』という目標に近づけるよう取り組んでいきますので、よろしくお祈りします。

本年が、各家庭の皆さまにとって健やかな年でありますよう、併せてお祈りします。

■ 消費生活相談室 (公民館1階団体室)  
■ 月・水・金曜日 10時～15時 ☎ 23-1522

☎ 080-5432-0465

**自動車税の住所変更忘れずに**

自動車税種別割は、毎年4月1日現在の登録に基づいて課税される税金です。

引っ越しなどで住所が変わった場合には、4月までに運輸支局で変更登録をしてください。

■ 運輸支局で行える登録手続き／  
○ 住所が変わったとき(変更登録)  
○ 自動車を売ったとき(移転登録)

○ 自動車を売却しなくなったとき(抹消登録)  
手続きが間に合わない場合、「自動車税種別割納税通知書」が送付できないため、道税HPより納税通知書の送付先の変更をしてください。



■ 札幌道税事務所自動車税課  
☎ 011-746-1190

**くっちゃん 情報発信ツール**

○ 倶知安町ホームページ

<https://www.town.kutchan.hokkaido.jp/>

○ Facebook

<https://m.facebook.com/kutchan.hokkaido/>

○ 倶知安町LINE公式アカウント

LINE ID: @kutchan



今回は、不動産でよくある質問のあれこれについて解説します。

- 『誰の建物かわかりません!』  
「建物が倒れてきそう」「空いている土地を使いたい」という相談が寄せられます。土地や建物の所有者は、法務局で見ることができる登記事項証明書(登記)の登記の権利部に記載されている人が、所有者である可能性が高いですが、連絡が取れない場合もあります。しかし、「建物が倒れてきそう」など、自分の権利に関するときは、弁護士に頼んで住民票や戸籍を調べてもらうことができます。
- 『相続したままにしておいていいですか?』  
相続登記が義務化されましたが、相続した人で「どのように分けるか」までを決めることが義務になった訳ではありません。しかし、相続人が複数人いるとき、相続財産は共同での所有となり、建物を取り壊す場合などは、相続人全員の同意が必要です。相続人が亡くなったり、認知症になれば、裁判所も関わる話になり、手続きが複雑になります。確実に話ができる、相続が開始してすぐに「どのように分けるか」まで決めて書面に残しておくことをお勧めします。
- 『自分の土地なのに人に使わせてあげないといけないの?』  
自分の土地でも、他の人の使用を認めなければいけない場合があります。例えば、道路に接していない土地があったとき、その土地だけでは外に出ることができないため、周りの土地の人に「外に出るために通らせてください」という権利が認められています。また、「他人の土地に水道管を通したい」という相談も受けます。明確な法律の規定はありませんが、裁判所の判断では「最も損害の少ない場所および損害が少ない方法」であれば認めるようです。

**不動産あれこれ**



岩内ひまわり  
基金法律事務所  
弁護士 齋藤 慎也  
☎ 0135-61-4777  
FAX 0135-61-4888

|         |                    |
|---------|--------------------|
| 人口      | 15,560人 (前月比 +950) |
| 男       | 8,051人 (前月比 +527)  |
| 女       | 7,509人 (前月比 +423)  |
| 世帯数     | 9,107世帯 (前月比 +955) |
| うち外国籍住民 | 1,871人 (前月比 +963)  |